

(議長)

日程第31、決定第1号、常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の選任についてを議題といたします。

常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員の選任については、委員会条例第5号の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配布のとおりであります。名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従いまして、それぞれの常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員は、お手元に配布の名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

(議長)

ここで、副議長と交替するため、暫時休憩いたします。

※(議長：退場)

休憩 15：32

再開 15：33

(副議長)

それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、お諮りする件につきまして、打越議長は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席となります。

ただ今、社会文教常任委員会に選任されました、打越議長から常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

議長はその職務上、どの委員会も出席できる権限を有している他、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮する時、1つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも、議長については、辞任を求めているところでもありますので、社会文教常任委員会を辞任したいとするものであります。

辞任について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(副議長)

異議なしと認めます。

従いまして、打越議長の社会文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 34

再開 15 : 35

※（議長：入場）

（議長）

それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、ただ今、決定されました、各常任委員、議会運営委員及び、議会広報特別委員は、会期内に、委員長及び副委員長の互選をすることが定めされております。

従いまして、本会議を一時休憩して、その間に、各委員会を開催し、委員長及び、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 15 : 36

再開 15 : 37

（議長）

休憩を閉じて、再開いたします。

各委員会の委員及び副委員長の互選の結果、議長の手元に届きましたので、報告いたします。

（議長）

総務産業常任委員会、委員長に小梅洋子議員、副委員長に小林くにご議員。

社会文教常任委員会、委員長に小野寺真議員、副委員長に出崎太郎議員。

議会運営委員会、委員長に室井正行議員、副委員長に西海谷望議員。

議会広報特別委員会、委員長に塚本真議員、副委員長に出崎太郎議員。

以上で、正副委員長の互選の報告を終わります。

（議長）

休憩を閉じて再開いたします。

各委員会の委員長及び、副委員長の互選の結果が手元に、届きましたので、それぞれ読み上げました。